

10月定例教育委員会 資料	
年月日	令和7年10月27日
担当課	学校教育課

議案第14号

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程の一部改正について

1 改正の目的

職員の育児休業等に関する条例等の一部改正（令和7年8月5日付第202500115456号鳥取県教育委員会教育長通知）及び職員の育児休業等に関する規則等の一部改正（令和7年9月29日付第202500156568号鳥取県教育委員会教育長通知）に伴い、本服務規程で定める子育て部分休暇承認申請書及び部分休業承認請求書の様式の一部を改めることを目的とします。

2 改正の内容

- （1）子育て部分休暇承認申請書の様式を改め、請求区分を「第1種 子育て部分休暇（1日2時間まで）」と「第2種 子育て部分休暇（年10日まで）」とします。（第9条の3及び様式第6号の2関係）
- （2）部分休業承認請求書の様式を改め、請求区分を「第1号 部分休業（1日2時間まで）」と「第2号 部分休業（年10日まで）」とします。（第18条及び様式第13号の5関係）
- （3）その他所要の改正を行います。（第8条の2、様式第6号の2、様式第6号の3及び様式第13号の5関係）

3 施行期日

この訓令は、令和7年10月28日から施行することとします。

議案第 14 号

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程の一部改正について

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程の一部を次のように改正する。

令和 7 年 10 月 27 日

鳥取市教育委員会
教育長 河井 登志夫

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程の一部を改正する訓令

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程（昭和 43 年鳥取市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「県費負担職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に改める。

様式第 6 号の 2 中

「

生 年 月 日	年 月 日生	就 業 の 有 無	☐ 有 ☐ 無
---------	--------	-----------	--

を

」

「

生 年 月 日	年 月 日生	就 業 の 有 無	☐ 有 ☐ 無
3 請求区分	☐ 第 1 種 子育て部分休暇（1 日 2 時間まで） ☐ 第 2 種 子育て部分休暇（年 10 日まで）		

に、

」

「3 請求期間」を「4 請求期間」に、「4 備考」を「5 備考」に、

「
③ 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
④ 該当する□にはレ印を記入すること。」を

「
③ 該当する□にはレ印を記入すること。」に改める。

様式第6号の3中「(第9条の2関係)」を「(第9条の3関係)」に、

「
(注)① 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
② 該当する□にはレ印を記入すること。」を

「
(注) 該当する□にはレ印を記入すること。」に

改める。

様式第13号の5中「㊞」を削り、

「

生年月日	年 月 日生	就業の有無	☐ 有 ☐ 無
------	--------	-------	---

を

「

生年月日	年 月 日生	就業の有無	☐ 有 ☐ 無
3 請求区分	☐ 第1号 部分休業（1日2時間まで） ☐ 第2号 部分休業（年10日まで）		

に、

「3 請求期間及び時間」を「4 請求期間及び時間」に、「4 備考」を「5 備考」に改め、「⑤ 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和7年10月28日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に改正前の訓令の規定により作成され、又は使用されている用紙については、この訓令の規定にかかわらず、当分の間使用することができ

る。

提案理由

職員の育児休業等に関する条例等の一部改正（令和7年8月5日付第202500115456号教育長通知）及び職員の育児休業等に関する規則等の一部改正（令和7年9月29日付第202500156568号教育長通知）に伴い、本服務規程で定める子育て部分休暇承認申請書及び部分休業承認請求書の様式の一部を改め、その他所要の改正を行うためである。

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程（昭和43年教育委員会訓令第1号）新旧対照表

改正後	改正前
○鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程 昭和43年5月16日 鳥取市教育委員会訓令第1号 第1条～第8条（略） （育児又は介護を行なう職員の深夜勤務の制限） 第8条の2 職員は、育児又は介護を行なうために深夜勤務の制限（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月鳥取県条例第36号。以下「勤務時間条例」という。）第8条の2に規定する深夜勤務の制限をいう。）を請求しようとするときは、給与・勤怠管理システム（給与・勤怠管理システムによることができない職員にあっては、深夜勤務制限請求書（様式第4号の2））により校長に請求しなければならない。 2 （略） 第8条の3～第27条（略） 附 則 1～3 （略） （昭和44年教委訓令第1号から令和5年教委訓令第1号までの改正附則省略） 様式第1号～様式第6号（略） 様式第6号2（第9条の3関係）	○鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程 昭和43年5月16日 鳥取市教育委員会訓令第1号 第1条～第8条（略） （育児又は介護を行なう職員の深夜勤務の制限） 第8条の2 職員は、育児又は介護を行なうために深夜勤務の制限（県費負担職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月鳥取県条例第36号。以下「勤務時間条例」という。）第8条の2に規定する深夜勤務の制限をいう。）を請求しようとするときは、給与・勤怠管理システム（給与・勤怠管理システムによることができない職員にあっては、深夜勤務制限請求書（様式第4号の2））により校長に請求しなければならない。 2 （略） 第8条の3～第27条（略） 附 則 1～3 （略） （昭和44年教委訓令第1号から令和5年教委訓令第1号までの改正附則省略） 様式第1号～様式第6号（略） 様式第6号2（第9条の3関係）

子育て部分休暇承認申請書

年 月 日			
教育委員会 様			
学校名 職 氏名			
下記のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。			
1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄 等		子との同・別居	☐ 同居 ☐ 別居
生 年 月 日	年 月 日生	就業の有無	☐ 有 ☐ 無
<u>3 請求区分</u>	☐ <u>第1種 子育て部分休暇（1日2時間まで）</u> ☐ <u>第2種 子育て部分休暇（年10日まで）</u>		
<u>4 請求期間</u>	(略)		
<u>5 備考</u>	(略)		

(注) ① (略)

② (略)

③ 該当する□にはレ印を記入すること。

子育て部分休暇承認申請書

年 月 日			
教育委員会 様			
学校名 職 氏名			
下記のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。			
1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄 等		子との同・別居	☐ 同居 ☐ 別居
生 年 月 日	年 月 日生	就業の有無	☐ 有 ☐ 無
(新設)			
<u>3 請求期間</u>	(略)		
<u>4 備考</u>	(略)		

(注) ① (略)

② (略)

③ 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

④ 該当する□にはレ印を記入すること。

(子育て部分休暇承認申請書の裏面)				(子育て部分休暇承認申請書の裏面)			
(略)				(略)			
様式第6号の3 (第9条の3関係)				様式第6号の3 (第9条の2関係)			
(略)				(略)			
(注) 該当する□にはレ印を記入すること。				(注) ① 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。 ② 該当する□にはレ印を記入すること。			
様式第7号～様式第13号の4 (略)				様式第7号～様式第13号の4 (略)			
様式第13号の5 (第18条関係)				様式第13号の5 (第18条関係)			
部分休業承認請求書				部分休業承認請求書			
様 請求年月日 年 月 日 請求者 学校名 職 氏名				様 請求年月日 年 月 日 請求者 学校名 職 氏名 印			
下記のとおり部分休業の承認を請求します。				下記のとおり部分休業の承認を請求します。			
1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親		1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏 名		氏 名		氏 名		氏 名	
続 柄 等		子との同・別居	☐ 同居 ☐ 別居	続 柄 等		子との同・別居	☐ 同居 ☐ 別居

生 年 月 日	年 月 日生	就業の有無	☐ 有 ☐ 無
<u>3 請求区分</u>	☐ <u>第1号 部分休業（1日2時間まで）</u> ☐ <u>第2号 部分休業（年10日まで）</u>		
<u>4</u> 請求期間 及び時間	(略)		
<u>5</u> 備考	(略)		
(注) ① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略)			
(部分休業承認申請書の裏面)			
(略)			
様式第14号～様式第17号 (略)			

生 年 月 日	年 月 日生	就業の有無	☐ 有 ☐ 無
(新設)			
<u>3</u> 請求期間 及び時間	(略)		
<u>4</u> 備考	(略)		
(注) ① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略)			
<u>⑤ 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u>			
(部分休業承認申請書の裏面)			
(略)			
様式第14号～様式第17号 (略)			